

河川敷地の一時使用届

平成30年 7月 3日

国土交通省 利根川上流河川事務所
出張所長 様

住所 ^{東京都} 杉並区関原北2-8-12

氏名 ^{あな} アスカラヒノケノブ

菅原映洋



下記のとおり、河川敷地を一時使用したいので、届け出ます。

河川の名称	利根川水系 利根川 左・ <u>右岸</u> 135.85km ~ 136.15km		
使用目的	日本無線航空連盟 検定会		
使用場所	利根川河川敷地		
使用面積	10,000㎡	使用人数	60人
使用期間	平成30年 7月15日(日) ~ 平成30年 7月15日(日) (1日間)		
使用の内容	RC飛行機の滑走路及び駐車場		
責任者及び緊急連絡先	氏名 菅原映洋	連絡先	TEL 03-6755-9231 携帯 090-5816-0532

河川の使用にあたっては、以下の注意事項を遵守します。

< 使用上の注意事項 >

1. 使用する場合は、河川に関する法令の規定を遵守します。
2. 使用が原因し、堤防等の河川管理施設を損傷したときは、すみやかに出張所長に届け出て、原状回復に必要な費用を負担するなど、その指示に従います。
また、使用が原因して第三者に損害を与えた場合は、自らの責任において解決にあたります。
3. 使用について、出張所長から指示があった場合は、これに従います。
4. 届出の内容を変更しようとするときは、改めて届け出ます。
5. 使用中は、安全対策及び環境対策等に万全を期すとともに、使用後は原状回復をおこない、ゴミを持ち帰るなど河川の美化・保全に努めます。
6. 使用中は、気象情報に注意し、出水などの恐れがある場合は、自らの責任において対処します。
7. 周辺住民や他の河川利用者に対し、迷惑をかけないように十分注意します。
8. 火気の使用にあたっては、十分注意を払い、必要があれば事前に消防署に届け出ます。
また、直火はしません。
9. 本届出により、他の河川利用者より優先されるなどの権利が、発生するものではないことを承知しています。

